

活動指標設定シート

【発達障害者支援】指標①

項 目	発達障害者支援地域協議会の開催
国の基本指針	地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した見込数	年間3回開催
設定の考え方（積算）	
<p>第1回…前年度各種事業の実績・成果等についての情報共有 各分野における当年度の取組についての共有（モデル事業含む） 課題共有（前年度の課題をもとに）</p> <p>第2回…モデル事業進捗確認 課題協議</p> <p>第3回…第2回を受けて協議会としてのまとめ 当年度成果と課題を整理 （次年度の方向性説明）</p>	

【発達障害者支援】指標②

項 目	発達障害者支援センターによる相談支援
国の基本指針	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した見込数	900件			
設定の考え方（積算）				
○現状の相談件数				
各年度の相談支援者数・実数（人）				
H24	H25	H26	H27	H28
1004	737	686	805	855
(H25～H26 年度は委託替えがあったため一時的に減少)				
<p>・発達障害についての認知度が上がり、疑いの段階から相談を希望するなど、ニーズは高まっている。一方で、身近な市町の発達支援センター設置が進み、地域で相談を受けられる体制が整いつつあるため、発達障害者支援センターの相談件数は現状並み、または緩やかな増加で推移すると思われる。</p>				

【発達障害者支援】指標③

項 目	発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
国の基本指針	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャー（認証発達障害ケアマネジャー）の助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
現行プランのH29目標値	新規項目

設定した見込数	調整中
設定の考え方（積算）	
調整中	

【発達障害者支援】指標④

項 目	発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
国の基本指針	現状の研修および啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した見込数	主催および共催による研修回数		
	発達障害者支援センター	130	
	認証発達障害ケアマネージャー*	14	
設定の考え方（積算）			
主催及び共催の研修回数			
	H26	H27	H28
発達障害者支援センター	38	121	132
認証発達障害ケアマネージャー*	—	—	12
*圏域の合計数。H26、27 は集計していない			
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターは各福祉圏域で実施する研修への協力も含んだ回数。 ・認証発達障害者ケアマネジメント支援事業実施圏域数に伴う増。 			

【就労支援】指標①

項目	就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行
国の基本指針	平成 32 年度において、就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	149 人

設定した見込数	180 人
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標の福祉施設からの一般就労実績の指針と同様に平成 28 年度実績の 1.5 倍とする ・ H28 実績 : 120 人 × 1.5 = 180 人 	

【就労支援】指標②

項目	障害者に対する職業訓練の受講
国の基本指針	平成 32 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう受講者数を設定する
現行プランの H29 目標値	15 人 （※現行プランは委託訓練事業の受講者数）

設定した見込数	調整中
設定の考え方（積算）	
調整中	

【就労支援】指標③

項目	福祉施設から公共職業安定所への誘導
国の基本指針	平成 32 年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した見込数	調整中
設定の考え方（積算）	
調整中	

【就労支援】指標④

項 目	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導
国の基本指針	平成 32 年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	80 人（※現行プランは、「支援の対象者数」となっており若干異なる）

設定した見込数	137 人
設定の考え方（積算）	
<p>・ 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所からの一般就労への移行者のうち、就労移行支援事業所からの支援対象者数を除く利用者数を見込み数とする。</p> <p>・ 203 人 － 66 人（移行支援事業所からの移行者数） ＝ 137 人</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・ 就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 4 割と見込む（第 5 期成果目標を活用） （人数換算） ※361 人（H32 末の就労移行支援事業の利用者数見込）×0.3×0.4≒44 人(A)</p> <p>・ 残りの事業所が就労移行率 1 割と見込む （人数換算） ※361 人×0.1×0.6≒22 人(B)</p> <p>(A) + (B) = 66 人(C)</p>	

【就労支援】指標⑤

項 目	公共職業安定所における福祉施設利用者の支援
国の基本指針	平成 32 年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	144 人

設定した見込数	調整中
設定の考え方（積算）	
調整中	

【障害児支援の提供体制整備】指標①

項 目	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
国の基本指針	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する
現行プランの H29 目標値	新規項目

設定した見込数	調整中
設定の考え方（積算）	
調整中	